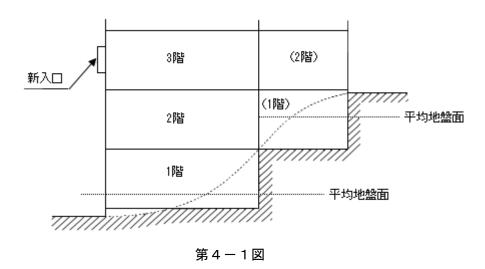
第4 非常用の進入口

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 設置対象

(1) 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が 3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として建基令第126条の6に定める非常用 の進入口(以下「進入口」という。)を設けるものであること(第4-1図参照)。



(2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合で

あっても、31m以下の階には進入口を設けること。◆

2 道又は道に通じる通路等

建基令第 126 条の 6 第 2 号及び第 126 条の 7 第 1 号の「道又は道に通じる幅員 4 m以上の通路その他の空地」の取扱いは次によること。

- (1) 道は、幅員4m未満のものを含むものであること。
- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する 建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。◆
- (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
- (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架 梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。
- (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の 空地に含まれないものであること。
- (6) 幅員4m以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地 に含まれるものであること。

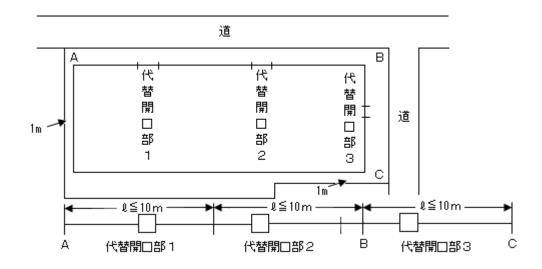
3 代替開口部

建基令第126条の6第2号の「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。)の取扱いは次によること。

- (1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。 ※消防活動上支障のない高さは、おおむね1.2m以下であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。

- (3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は25m以下とすること。
- (4) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えるものである。
 - ア 屋外から開放できる窓等
 - イ 破壊が容易な普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等(ガラスの厚さが8ミリ以下のもの(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。))
 - ウ 破壊が容易な強化ガラススは耐熱板ガラス入り窓等(ガラスの厚さが5ミリ以下のもの)
 - エ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から 開放することができるもの(ガラスの厚さが 6.8 ミリ以下のもの)
 - オ 前工以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー又は屋上広揚等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが10ミリ以下のもの)
 - カ 合わせガラス (JIS R 3205) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から 開放することができ、窓に設置されている鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は2以下で、 別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの (フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB30mi1 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB30mi1 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+EVA 中間膜 (株式会社ブリジストン製のものに限る。以下同じ。) 0.4 mm以下+PET フィルム 0.13 mm以下+EVA 中間膜 0.4 mm以下+フロート板ガラス 6 ミリ以下、フロート板ガラス 6 ミリ以下+EVA 中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 6 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA 中間膜 0.4 mm以下+PET フィルム 0.13 mm以下 + EVA 中間膜 0.4 mm以下+フロート板ガラス 5 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA 中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 5 ミリ以下)
 - キ 前カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を人力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス 5.0 ミリ以下 + PVB60mil 以下 + フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下 + PVB60mil 以下 + フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 3.0 ミリ以下 + PVB60mil 以下 + 型板ガラス 4.0 ミリ以下)
 - ク ポリエチレンテレフタレート (以下「PET」という。) 製窓ガラス用フイルム (JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。) のうち、多積層 (引裂強度を強くすることを目的として数十枚 のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。) 以外で基材の厚さが $100 \, \mu$ m以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前アからキまでのガラスに貼付したもの
 - ケ 塩化ビニール製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μ m以下のもの(内貼り用、 外貼り用は問わない)を前アからカまでのガラスに貼付したもの
 - コ PET製の窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100 \, \mu$ mを超え $400 \, \mu$ m以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前アからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業ができる足場が設けられているもの
 - サ PET製の窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\,\mu$ m以下のもの(内貼 り用、外貼り用は問わない)を前アからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上 広場等の破壊作業ができる足場が設けられているもの
 - シ 屋外から常時手動で解除できるサムターン付軽量シャッター
- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。
 - ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等
 - イ 屋外から開放できない鉄製の扉

- ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のと れない窓等
- エ PET製の窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μ mを超え 400μ m以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を前イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業ができる足場が設けられていないもの(イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの並びに工を除く)
- オ PET製の窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業ができる足場が設けられていないもの(イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの並びに工を除く)
- (6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね 10m以内とすること。◆ ※建基令では壁面を 10m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意な位置に設けることとなっている。(第4-2図参照)
- (7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が 20 cmの正三角形の表示を設けること。ただし、 代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除 ⟨ ◆
- (8) 代替開口部の取扱いについては、第4-1表を参考にすること。



第4-2図

第4-1表 非常用進入口(代替開口部)の判定としての開口部構造の取扱い

				代替開口部				
開口部の条件			非常		足場なし			
ガラス開口部の種類			用進 入口	足場 有り	窓ラ用イムし	窓 ラ 用 イ ム	窓 ラスフ イム B	
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い	0	0	0	0	Δ	
		FIX	0	0	0	0	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	Δ	
	AC 0. 0 1 7 M 1	F I X	0	×	×	×	×	
	厚さ 10 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
強化ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	0	0	0	0	Δ	
耐熱板ガラス		FIX	0	0	0	0	×	
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+P VB(ポリビニルブチラール)30mil (膜厚 0.76 mm)以下+フロート板 ガラス 6.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		FIX	0	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB (ポリビニルブチラール)30mil (膜厚 0.76 mm)以下+フロート板ガラス5.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		FIX	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+P VB(ポリビニルブチラール)60mil (膜厚 1.52 mm)以下+フロート板ガ ラス 5.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		FIX	0	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB (ポリビニルブチラール)60mil (膜厚 1.52 mm)以下十フロート板ガラス6.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		FIX	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 3.0 ミリ以下+P VB(ポリビニルブチラール)60mil (膜厚 1.52 mm)以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+E VA(エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.4 mm以下+PETフイルム 0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4 mm以 下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下 フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+E VA(エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラ ス 6.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		FIX	0	×	×	×	×	
		引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		FIX	0	×	×	×	×	

	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中 間膜 0.4 mm以下+PETフイルム	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×
0.13 mm以下+EN 下+フロート板力 網入板ガラス 6.8 (エチレン酢酸 b	0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	F I X	0	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×
		F I X	0	×	×	×	×
倍強度ガラス		引き違い	0	×	×	×	×
		F I X		×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表 (網入板ガラス及び線入板ガラス (窓ガラス用フイルムを貼付したもの等を含む) は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。						

[備考]

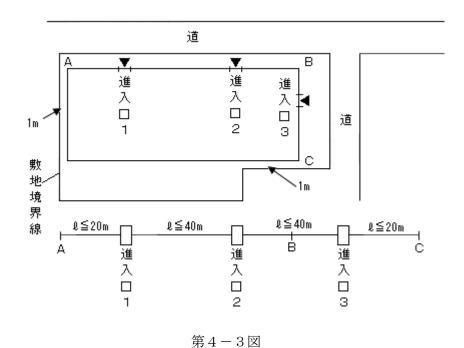
- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を 用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基令第 126 条の7第5号に規定する構造以上のも の)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い戸」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R3205 及び JIS R3222 に規定するもの。
- 6 「窓ガラスフイルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラ ス用フイルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラスフイルムA」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フイルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフイルムを重ねて作られたフイルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが 100 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニール製窓ガラス用フイルムのうち、基材の厚さが 400 μ m以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない)貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)(金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低 反射ガラスであること。)
- 8 「窓ガラスフイルムB」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フイルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100 \, \mu \, \text{m}$ を超え $400 \, \mu \, \text{m}$ 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない)貼付したガラス
 - (2) ΡΕΤ製窓ガラス用フイルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、 外貼り用は問わない)貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フイルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラスフイルムなし、窓ガラスフイルムA、窓ガラスフイルムB)同じ判定であること。
- | 0 合わせガラスに用いるEVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。
- 11 耐熱板ガラスは、耐熱板ガラス品質規格(低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガ ラス)によるものをいう

[凡例]

- 〇 : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。)を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

4 進入口の間隔、構造

- (1) 進人口の間隔は次によること。
 - ア 間隔の算定にあたっては、進人口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。
 - イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から 20m以内とすること。(第4-3図参照)



(2) 進入口の構造

次の構造の開口部は、建基令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」 として扱えるものであること。

- ア 前3、(4)に掲げる窓等
- イ 網入板ガラス又は線入板ガラスのはめ殺し窓等
- (3) バルコニーは次によること。
 - ア バルコニーには手すりを設け、その高さはおおむね 1.1mとすること。
 - イ 建基令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

5 非常用の進入口の設置を要しない階

建基令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次に掲げる国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階であること。

- (1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい 危害を及ぼすおそれがあるもの。
 - ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物
 - イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物
 - ウ 爆発物を取り扱う建築物
 - 工 変電所
- (2) 次に掲げる用途に供する階(階の一部を当該用途に供するものにあっては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。)に進人口を設けることによりその目的の実現が図られないもの。
 - ア 冷蔵倉庫

- イ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途
- ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途
- エ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

(平成12年5月31日建設省告示第1438号)

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

6 共同住宅の取扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進人口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、次の(1)から(3)までに係る外壁面以外の面については、進人口を設けないことができるものであること。(昭和46年11月30日建設省住指発第826号)

- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。
- (2) 階段室型共同住宅にあっては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。
- (3) 廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を 各住戸からその一に至る歩行距離が 20m以下となるように設けてあること。

【参考】非常用の進人口に係る条文

建基法	建 基 令	建設省告示
第 35 条 (特殊建築物等の避難及	第 126 条の 6 (進入口の位置)	平成 12 年第 1438 号
び消火に関する技術的		(屋外からの進入を防止する必要
基準)		がある特別の理由を定める件)
	第 126 条の 7 (進入口の構造)	昭和 45 年第 1831 号
		(非常用の進入口の機能を確保す
		るための基準に必要な構造の基
		準)
		平成 28 年国土交通省告示第 786 号
		(一定規模以上の空間及び高い開
		放性を有する通路その他の構造
		方法を定める件)